



414  
A 731

電報  
一千八百七十八年十月二十三日午後第四時三分香港發

十四日附之貴翰披閱セリ  
日本在留英國公使ヨリノ  
貴官へ向ケ差送リタリ右  
鎮臺ハ當地ニ滞在ス

拙翰ハ半公半私ナリ

日本在留英國公使ヨリ尚又飛信ヲ寄セラ申越セシ事情アリ  
右ハ後便ヲ以テ申送ルベシ

在香港

安藤

外務省  
森公

紅筆書  
此は森公に送るべき電報の本文である。右の欄には、森公の返答や関係者の手紙が記されている。内容は、森公の電報が日本に届かず、代わりに香港に届いたこと、そして森公がその電報の内容をどう受け止めたか、といった事柄に関するものである。

大正十一年四月

1173





414  
A 731

一千八百七十八年十月二十三日午後第四時三分香港發

電報

十四日附之貴翰披閱セリ

日本在留英國公使ヨリノ密信鎮臺ヨリ受取り即チ一昨日  
貴官へ向ケ差送リタリ右書ハ何卒密ニ取扱アリタシ

鎮臺ハ當地ニ滞在ス

拙翰ハ半公半私ナリ

日本在留英國公使ヨリ尚又飛信<sup>書</sup>ヲ寄セラ申越セシ事情アリ  
右ハ後便ヲ以テ申送ルベシ

在香港

安藤

外務省  
森公

大正十一年四月

1173

本文電  
意義明  
文以念



大正十一年四月  
大隈侯爵壽壽贈

年十月二十三日午後第四時三分香港發

閱セリ

便ヨリノ密信鎮臺ヨリ受取り即チ一昨日  
リタリ右書ハ何卒密ニ取扱アリタシ  
在ス

送ルベシ  
書  
便ヨリ尚又飛信ヲ寄セラ申越セシ事情アリ

在香港

安藤

森公

1173

本文電報ハ兩ナカラ文章穩當ナラス  
意義明ラサルカ故ニ不得止前後行  
文ハ念ヲ奉酌シ意譯イタシ候也



千八百七十八年十月二十四日午前四時香港發電報  
昨日付ノ電報ヲ以テ申進置候事件大隈大藏卿ハ電報ヲ  
以テ御申送相成度候サテ又鎮臺ハ英公使之處置ヲ不承  
知ニテ尚依然合法貨幣ノ義ニ付精々補助イタシ吳候間  
此段モ全御ハ御申送相成度候

在香港

安藤

外務省

御中



大藏經